

新型コロナウイルス感染症対策に係る郵便入札実施要領

(目的)

第1条 この要領は、人が集まることによる新型コロナウイルスの感染リスクを抑えるため、八戸圏域水道企業団が行う郵便による入札（以下「郵便入札」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(入札の公告等)

第2条 企業長は、郵便入札により契約の相手方を決定しようとする場合は、次に掲げる事項を公告又は通知するものとする。

- (1) 入札書の郵送方法
- (2) 入札書の到着期限
- (3) 入札書の送付先
- (4) 入札の執行日時及び場所
- (5) 入札の回数及び落札者が決定しなかった場合の手続
- (6) 郵便入札の条件に反した入札書を無効とする旨
- (7) その他必要と認める事項

(入札書の提出)

第3条 入札書は、指定する入札書に必要事項を記入し、記名押印をした上で、入札書の到着期限までに、送付先へ郵送により提出しなければならない。この場合において、入札価格の根拠となる積算金額の内訳書（以下「積算内訳書」という。）の提出を求められたときは、入札書とともに提出しなければならない。

2 郵送の方法は、一般書留又は簡易書留のいずれかによるものとする。ただし、新型コロナウイルス感染症の影響により郵便の配達状況等が著しく変化し、到着期限までに郵送による提出の完了の見込みがないときは、この限りではない。

3 入札書は、封筒に入れ封印し、表側に契約番号、件名、入札日及び入札者氏名を記載した上で、入札書を郵送する封筒に入れなければならない。

4 入札書を郵送する封筒は、表面に入札日及び「入札書在中」の文言を記載するとともに、表面又は裏面に差出人住所及び差出人名を記載し、封印しなければならない。この場合において、当該入札日に複数の入札に参加するときは、郵送する封筒に前項により作成した複数の封筒を入れ、郵送することを認めるものとする。

- 5 郵送した入札書の差替え又は撤回は認めないものとする。
- 6 入札書を郵送した後においても、入札の執行までの間は、入札の辞退を認めるものとする。

(入札の執行)

第4条 企業長は、入札の回数を1回とした場合において、落札者がいないときは、入札を不調とする。

- 2 企業長は、入札の回数を複数回とした場合において、落札者がいないときは、その都度、次回以降の入札手続を決定し、当該入札参加資格者に通知するものとする。
- 3 企業長は、落札者を決定した場合は、当該落札者へ速やかに電話等により通知し、ホームページに公表するものとする。

(入札の立会い)

第5条 企業長は、郵便入札の執行に当たり、当該入札事務に関係のない職員を指定し、立ち会わせるものとする。

(同価格入札の取扱い)

第6条 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、当該入札事務に関係のないその人数の職員を指定し、くじを引かせて落札者を決定するものとする。

(無効の入札)

第7条 財務規程第189条に定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 一般書留又は簡易書留（第3条第2項ただし書きに定める場合を除く。）以外の方法で入札書を提出した入札
- (2) 入札書が到着期限を過ぎて到着した入札
- (3) 入札書が封印された封筒に記載された契約番号、件名、入札日及び入札者氏名と入札書の契約番号、件名、入札日及び入札者氏名の全てが一致しない入札
- (4) 入札書が郵送された封筒の表面に入札日及び「入札書在中」の文言が記載されていない入札
- (5) 指定する入札書以外の入札書を提出した入札
- (6) 積算内訳書（提出を求められたときに限る。）が提出されていない入札

(その他)

第8条 郵便入札の実施に関し、この要領に定めのない事項については、別に定める。

附 則

- 1 この要領は、令和2年5月18日から施行する。
- 2 この要領は、新型コロナウイルス感染症の感染リスクが収束したと認める時に廃止するものとする。